

北上地区消防組合消防本部訓令第2号

消防機関

北上地区消防組合消防救助業務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月13日

北上地区消防組合消防本部
消防長 鈴木和夫

北上地区消防組合消防救助業務規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防救助業務規程（平成16年北上地区消防組合消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>救助活動とは、災害及び事故により生命又は身体に危険が及んでおり、かつ、自らその危険を排除することができない者について、その危険を排除し、又は安全な状態に救出することにより、消防法の規定による人命の救助を行うことをいう。</u></p> <p>(2) <u>救助事故とは、自然災害、人為災害を問わず、広く一般の災害により生じる事故のうち、生命又は身体に対して危険が及んでおり、かつ、自らその危険を排除することがで</u></p>

(1) 救助隊とは、消防法第36条の2の規定に基づき、及び救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号。以下「省令」という。）に定める基準に従い、人命の救助を行うため必要な救助器具を装備及び配置し、救助業務を行うために編成された次の隊をいう。

ア 特別救助隊とは、省令第4条の規定に基づき、人命の救助を行うために必要な特別の救助器具を装備した救助工作車の隊をいう。

イ 消防救助隊とは、省令第2条の規定に基づき、必要な救助器具を装備した消防ポンプ車隊で、救助事象で人命の救助活動に従事する署所の隊をいう。

(2) 梯子隊とは、高所等から人命の救助及び防御活動を主務とするほか、災害における人命救助活動を任務とする梯子車の隊をいう。

(3) 救助活動とは、災害及び事故により生命又は身体に危険が及んでおり、かつ、自らその危険を排除することができない者について、その危険を排除し、又は安全な状態に救出することにより、消防法の規定による人命の救助を行うことをいう。

きないもの（以下「要救助者」という。）の存在が確認され、又は予想される状況において消防機関が行う救助活動の対象となる事故をいう。

(3) 救助隊とは、消防法第36条の2の規定に基づき、及び救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号。以下「省令」という。）に定める基準に従い、人命の救助を行うため必要な救助器具を装備及び配置し、救助業務を行うために編成された次の隊をいう。

ア 特別救助隊とは、省令第4条の規定に基づき、人命の救助を行うために必要な特別の救助器具のほか、状況に応じて必要とするものを積載することができる救助工作車1台を備えた消防隊をいう。

イ 消防救助隊とは、省令第2条の規定に基づき、必要な救助器具のほか、状況に応じて必要とするものを積載することができる消防用自動車1台を備えた消防隊をいう。

(4) 梯子隊とは、高所等から人命の救助及び防御活動を主務とするほか、災害における人命救助活動を任務とし梯子車1台を備えた消防隊をいう。

(4) [略]

(救助隊等の編成及び装備)

第4条 救助隊等の編成及び装備は次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別救助隊は、救助隊員5人以上で編成し、省令別表第1及び第2に掲げる救助器具並びに当該救助器具を積載することができる救助工作車（水難救助活動時においては、津波・大規模風水害対策車を含む。）とする。ただし、梯子隊が同時出動する場合は救助隊員の編成を減ずることができるものとする。
- (2) 消防救助隊は、救助隊員5人以上で編成するよう努めるものとし、省令別表第1に掲げる救助器具に準じた救助器具並びに当該救助器具を積載することができる消防ポンプ車とする。
- (3) [略]

(5) [略]

(6) 救助隊員とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 消防大学校における救助科又は消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）に規定する消防学校における救助科を修了した者

イ 救助活動に関し、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有するものとして消防署長（以下「署長」という。）が認めた者

(7) 特別救助隊員とは、救助隊員のうち別に定める救助隊員エンブレム付与資格審査基準に適合し消防長が承認した者をいう。

(救助隊等の編成及び装備)

第4条 救助隊等の編成及び装備は次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別救助隊は、救助隊員5人以上（特別救助隊員を含む。）で編成するよう努めるものとし、省令別表第1及び第2に掲げる救助器具並びに当該救助器具を積載することができる救助工作車（水難救助活動時においては、津波・大規模風水害対策車を含む。）とする。
- (2) 消防救助隊は、救助隊員5人以上で編成するよう努めるものとし、省令別表第1に掲げる救助器具に準じた救助器具及び当該救助器具を積載することができる消防用自動車とする。
- (3) [略]

2 [略]

(隊員の資格)

第5条 隊員は、次の各号のいずれかに該当する職員をもって充てるものとする。

(1) 消防大学校における救助科又は消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）に規定する消防学校における救助科を修了した者

(2) 救助活動に関し、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有するものとして署長が認めた者

(隊長の任務)

第6条 [略]

(隊員の任務)

第7条 [略]

(隊員の服装)

第8条 隊員は、救助活動を行う場合は、消防吏員服制基準（昭和42年消防庁告示第1号）に定められた救助服及び編上靴を着用するものとする。ただし、消防救助隊員においてはこの限りでない。

2 別に定める救助隊員エンブレム付与資格審査基準に適合し消防長が承認した特別救助隊員は、救助服左袖上部に別図に定める救助隊用エンブレムを付けるものとする。

(救助調査)

第9条 [略]

(救助活動計画)

2 [略]

(隊長の任務)

第5条 [略]

(隊員の任務)

第6条 [略]

(隊員の服装)

第7条 隊員は、救助活動に従事するときは、北上地区消防組合消防職員貸与品貸与規則（平成24年北上地区消防組合規則第5号）に規定する救助服を着用するものとし、救助現場の状況に応じて必要な装備を着装できるものとする。ただし、消防救助隊員においてはこの限りでない。

2 特別救助隊員は、救助服左袖上部に別図に定める特別救助隊用エンブレムを付けるものとする。

(救助調査)

第8条 [略]

(救助活動計画)

第10条 署長は、前条第2号から第4号までに掲げる事項について救助活動計画（様式第1号）を作成しておくものとする。

2 [略]

（関係機関との情報連絡体制）

第11条 署長は、救助活動の迅速かつ円滑な運営を図るため、関係機関との緊密な情報連絡体制の確保に努めなければならない。

第9条 署長は、前条第3号に掲げる事項について救助活動計画（様式第1号）を作成しておくものとする。

2 [略]

（救助隊等の管理責任）

第10条 署長は、管理する救助隊等の救助業務の適正な執行体制を図り、運営に万全を期するものとする。

（安全管理）

第11条 隊長は、隊員に業務の特殊性を認識させるとともに、安全知識の向上に資することを目的として必要な教育を実施するものとする。

2 隊員は、安全確保の基本が自己の管理にあることを認識し、安全監視及び危険要因の排除に積極的に努めなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、隊員の救助訓練及び救助活動の安全管理については、北上地区消防組合消防安全管理規程（平成16年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）による。

（感染防止）

第12条 隊員は、救助活動に当たり感染防止措置を確実に行うとともに、感染した疑いがあるときは、直ちに隊長に報告するものとする。

2 隊長は、自ら感染防止に努めるとともに、隊員に感染の疑いが生じた場合には署長に報告するとともに、必要な処置を講ずるものとする。

(救助隊等の出動)

第12条 署長は、救助事案が発生した旨の通報を受けた場合又は救助事案が発生したことを知ったとき、直ちに所要の救助隊等を出動させなければならない。

(現場指揮)

第13条 [略]

(他隊との連携)

第14条 救助隊等は、救助活動を行うに当たっては、他の救助隊等、消防隊又は救急隊との緊密な連携のもとに活動するものとする。

(救助活動の中断)

第15条 [略]

(救助器具の保全)

3 前2項に規定するもののほか、隊員の健康管理については、北上地区消防組合消防職員衛生管理規程（昭和58年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）によるものとする。

(救助隊等の出動)

第13条 署長は、救助事故が発生した旨の通報を受けた場合又は救助事故が発生したことを知ったとき、直ちに所要の救助隊等を出動させなければならない。

(現場指揮)

第14条 [略]

(関係機関等との連携)

第15条 署長は、救助活動の迅速かつ円滑な運営を図るため、関係機関との緊密な情報連絡体制の確保に努めなければならない。

2 救助隊等は、救助活動を行うに当たり、他の救助隊、消防隊又は救急隊との緊密な連携のもとに活動し、要救助者の社会復帰を最終目的とし、要救助者の症状の悪化の防止に努めるものとする。

(救助活動の中断)

第16条 [略]

(医師の指導等)

第17条 隊長は、救助活動時において医師の指導若しくは助言が必要であると認められるとき、又は速やかに救助活動現場に医師を要請し適切な処置を講ずる必要があると認められるときは、現場指揮者に報告するものとする。

(救助器具の保全)

第16条 [略]

(報告)

第17条 第12条の規定により出動し救助活動を行った場合は、救助活動報告書(様式第3号)により速やかに報告しなければならない。

(月例点検)

第18条 [略]

(評価等)

第19条 署長は、救助活動を実施した事例の分析及び評価を行い、その問題点及び改善点を明らかにし、今後の救助活動及び隊員の教育訓練に反映させることにより、救助活動実施体制の充実強化を図るよう努めるものとする。

(隊員の教育訓練)

第20条 [略]

(安全管理)

第21条 救助訓練及び救助活動の安全管理については、北上地区消防組合消防安全管理規程(平成16年北上地区消防組合消防本部訓令第1号)による。

第18条 [略]

(報告)

第19条 第13条の規定により出動し救助活動を行った場合は、救助活動報告書(様式第3号)により速やかに報告しなければならない。

(救助活動検討会)

第20条 警防課長又は署長は、救急・救助事故即報に該当する救助事故が発生した場合、又は特異な救助事故等で必要と認める場合は、それに類似する事故への対応及び隊員の教育訓練に資するため、救助活動検討会を開催することができる。

2 前項の救助活動検討会の開催に際し、警防課又は消防署に救助活動検討会事務局を設置するものとする。

(月例点検)

第21条 [略]

(隊員の教育訓練)

第22条 [略]

(補則)

第22条 [略]

様式第1号 (第10条関係)

[略]

様式第2号 (第16条関係)

[略]

様式第3号 (第17条関係)

[略]

(補則)

第23条 [略]

様式第1号 (第9条関係)

[略]

様式第2号 (第18条関係)

[略]

様式第3号 (第19条関係)

[略]

備考 改正の部分は、下線の部分である。

別図を次のように改める。

別図（第7条第2項関係）

特別救助隊用エンブレム



附則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。